

(平成23年4月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成13年12月1日から14年1月1日までの期間、同年2月1日から同年5月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における上記期間の標準報酬月額に係る記録を、13年12月は30万円に、14年2月は28万円に、同年3月、同年4月及び同年7月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月1日から14年8月1日まで

A社における給料支払明細書の総支給額がねんきん定期便に記載された標準報酬月額よりもかなり多く、また、厚生年金保険料の控除額についても上記標準報酬月額と整合していないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、平成13年12月1日から14年1月1日までの期間、同年2月1日から同年5月1日までの期間及び同年7月1日から同年8月1日までの期間の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から、13年12月は30万円に、14年2月は28万円に、同年3月、同年4月及び同年7月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納

付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを推認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない
と判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを推認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、申立期間のうち、平成14年1月、同年5月及び同年6月については、オンライン記録上の標準報酬月額は、申立人が所持する給与明細書に記載された報酬月額に見合う標準報酬月額と一致し又は上回ることから、上記期間に係る記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、平成17年9月30日は68万4,000円に、同年12月28日は25万円に、18年8月9日は63万円に、同年9月29日は70万円に、また、B社における同記録を、18年12月22日は30万円に、19年12月14日は100万円にすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年9月30日
② 平成17年12月28日
③ 平成18年8月9日
④ 平成18年9月29日
⑤ 平成18年12月22日
⑥ 平成19年12月14日

ねんきん定期便をみたところ、同じ経営者が代表を務めるA社及びB社(在職中)の計6回分の賞与について、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、その記録が無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間について、賞与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、平成17年9月30日は68万4,000

円、同年12月28日は25万円、18年8月9日は63万円、同年9月29日は70万円、同年12月22日は30万円、19年12月14日は100万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る賞与の届出書を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、同賞与に係る保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とされない記録とされているが、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、上記記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下、「特例法」という。）に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 8 月 20 日

ねんきん定期便を確認したところ、A社における賞与明細書に記載されているように平成19年8月に賞与を支給され厚生年金保険料も控除されているにもかかわらず、その記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が所持する賞与明細書から、申立人は、申立期間について、賞与が支給され、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

また、申立人に係る申立期間の標準賞与額については、上記賞与明細書に記載された厚生年金保険料の控除額から、3万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立てに係る報酬月額届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、申立期間の厚生年金保険料を納付していないと認めており、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月 16 日から 48 年 8 月 16 日まで
昭和 45 年 2 月から 48 年 8 月までA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと記憶しているにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険に未加入となっているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は、申立人が申立期間に在籍していたことを確認できる資料を保管しておらず、申立人の勤務期間、厚生年金保険への加入手続及び保険料の控除については不明である旨回答している。

また、申立てに係る事業所の従業員（当時）からは、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言は得られない。

さらに、申立人の申立てに係る事業所における雇用保険の被保険者期間は、厚生年金保険の被保険者期間と一致している上、同事業所において申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した従業員 8 人のうち 7 人は、雇用保険と厚生年金保険の被保険者期間が一致している（残る一人については雇用保険の被保険者記録を確認できない。）。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月から 40 年 11 月 26 日まで
A社において、昭和 31 年 12 月から B社に入る 40 年 11 月 26 日まで勤務した。申立期間中は厚生年金保険料が控除されていたし、健康保険証を使って治療を受けたことを記憶しているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する業界新聞及び申立人が名前を挙げた知人（当時）の証言から、期間は特定できないが、申立人は、申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所は既に解散している上、申立人が氏名を記憶している従業員のうち連絡先の判明した一人（解散当時の代表取締役）は既に死亡しており、申立人が申立期間の厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

また、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所ではない上、上記従業員は、昭和 36 年 4 月 1 日から平成元年 12 月 12 日まで国民年金に加入していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間中に受診したとする医療機関は、「申立期間当時の診療記録は廃棄している。」と回答しており、申立人が健康保険に加入していたことを推認できない。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 1 日から 43 年 7 月 19 日まで
老齢年金を請求する際に、申立期間について、脱退手当金を受給したこととなっていることを初めて知った。脱退手当金の制度自体を知らない上、退職後 2 年もたってから支給された記録となっているのは不自然である。脱退手当金を請求したことも受け取ったことも覚えがないので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の最後に勤務した事業所を管轄している年金事務所に保管されている申立人に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の署名、押印が確認でき、「退職所得の源泉徴収票」（昭和 43 年分）が添付されている。

また、社会保険事務所（当時）が脱退手当金の支給額の算定経緯を記録した脱退手当金計算書から、その支給日（昭和 45 年 5 月 22 日）当時の申立人の住所地の最寄りの郵便局に脱退手当金が送金されたことが確認できる上、同計算書に押印された「小切手交付済 45. 5. 22」の日付は、脱退手当金の支給日と一致する。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示がある上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、裁定請求書の受付日（昭和 45 年 4 月 25 日）から約 1 か月後に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

加えて、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。